



環境省 補助事業の解説

令和8年7月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 住宅・建築物脱炭素化事業推進室



- 1. 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業**
- 2. 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業**
- 3. 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化事業**

1. 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速 事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

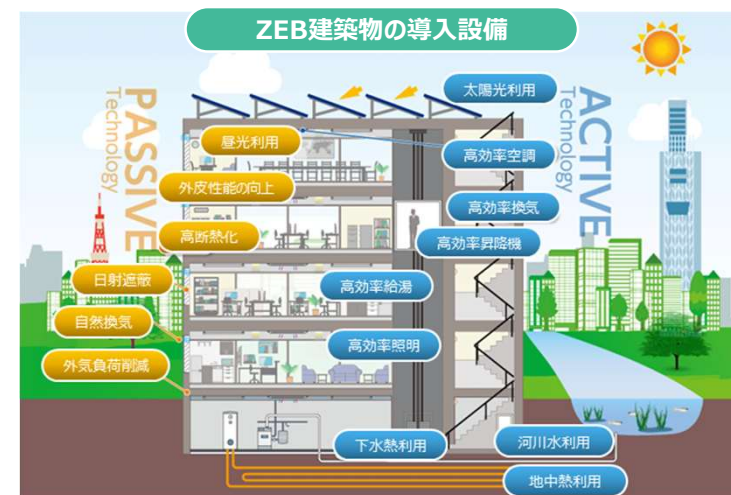
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

- ◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））

■補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、令和7年度補正予算においては、新築の場合延べ面積10,000㎡以上、既存の場合延べ面積2,000㎡以上の建築物について、民間事業者・団体等は対象外。令和8年度予算においては、新築の場合延べ面積10,000㎡以上の事務所等以外、既存の場合延べ面積2,000㎡以上の建築物について、民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

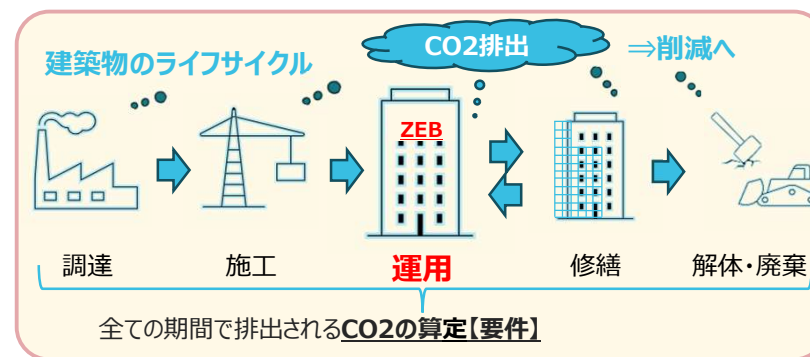
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（％）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

2. 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業



業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

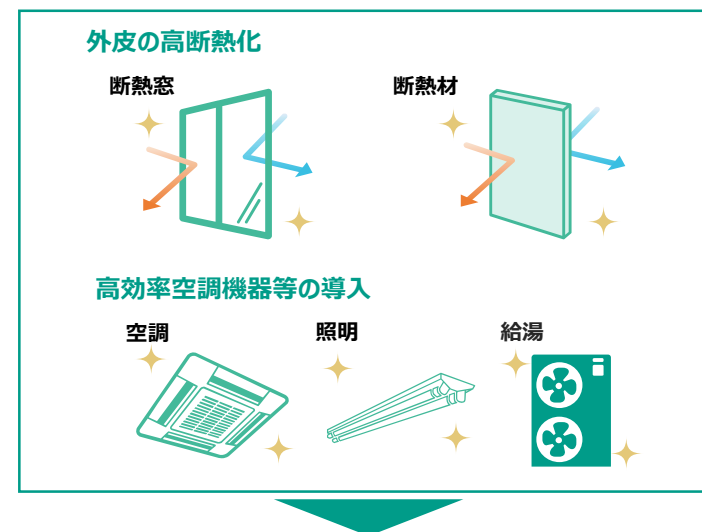
（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

事業のポイントと昨年度からの変化点

<事業のポイント>

①複数年で改修工事を中断することなく対応可能

多くの補助金事業では、投資・事業計画が複数年にわたる場合、年度の切れ目に約3か月間事業が実施できない期間が発生する。

本事業では国庫債務負担行為を活用することで、**複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年事業を支援。**



②随時採択により、スムーズに工事着工可能

<昨年度からの変化点>

1

新たに設計費を補助対象化（補助率1/2）

交付決定後に発生する設計費や、BELS認証の取得に必要な費用についても、新たに補助対象となりました。

初期検討

申請

交付決定

事業実施

・ ZEB化可能性調査（独自ノウハウによるZEBランク検討、BEIの試算など）

→ 非住宅建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業（建築物改修の省CO₂ポテンシャル見える化事業）の活用を推奨

・ 補助対象製品の導入に係る基本設計および実施設計

・ 省エネルギー性能の表示に係わる費用（評価料金、BELSプレート（1枚）料金）

本事業の補助対象範囲

1/2

を補助

2

エネルギーの計測対象範囲の合理化

令和8年度事業より、エネルギー使用量の計測要件が見直されました。
延床面積10,000㎡未満の建築物に限り、計測対象が以下に変更となります。

計測範囲	令和8年度事業	従来の事業
建物全体のエネルギー使用量の計測	必須	必須
設備区分毎のエネルギー使用量の計測	空調 + 改修設備のみ 計測必須	改修しない設備も含めてすべて計測必須 空調 照明 給湯 昇降機 コージェネ 太陽光 換気 など

※延床面積10,000㎡以上の建築物は「建物全体および設備区分ごと」の計測が必須

8

3. 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化事業

地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化



【令和8年度予算 2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額 4,000百万円（＜一般分＞2,000百万円、＜エネ特分＞2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象：地方公共団体

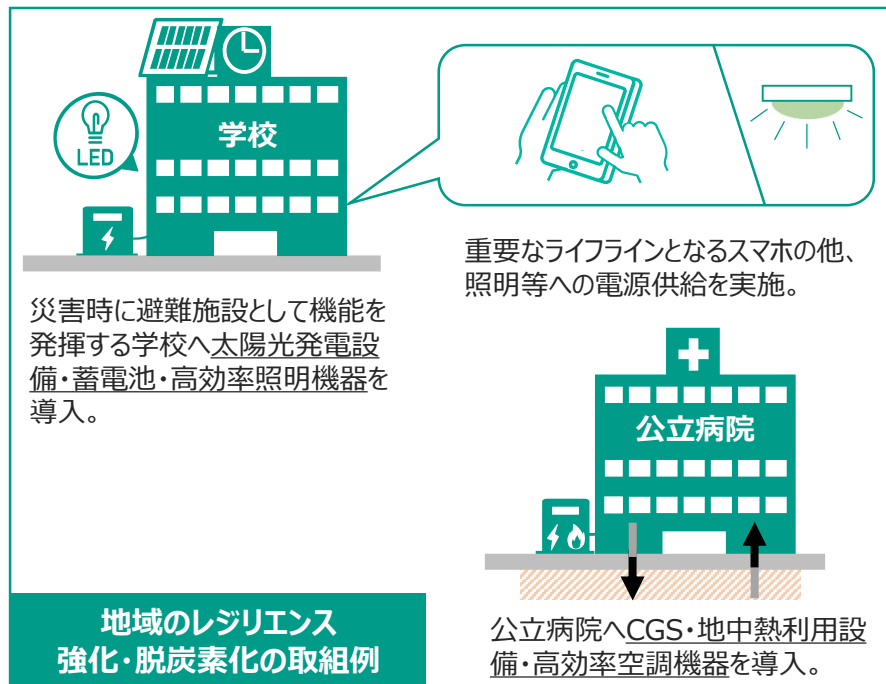
（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



補助の対象

＜補助対象者＞ 地方公共団体（※地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者も可）

＜補助対象施設＞

- ・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設
- ・業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設

＜主な補助対象設備＞

①再生可能エネルギー設備等	備考
太陽光発電	パネル出力が10kW以上の場合に限り支援
風力発電	－
小水力発電	－
地中熱利用	ヒートポンプ等、災害時に稼働に十分な電源を確保する場合に支援
廃熱利用設備	－
地熱発電	－
バイオマス発電 バイオマス熱利用／熱電併給	バイオマス資源について、バイオマス依存率を60%以上の場合に支援
コージェネレーションシステム	CO2削減が見込める場合に限り支援

②蓄電池設備	備考
蓄電池	原則、自然変動型の再エネ発電設備を導入する場合は必須とし、据置（定置）型で、平時及び災害時ともに稼働し、災害時に必要な電力量を確保すること

＜補助率＞

補助対象事業者	補助率
(1)都道府県・指定都市※	1/3
(2)市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）	1/2
(3)市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島	2/3

※都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る（PPA・リース等）

③省エネルギー設備	備考
高効率照明機器	災害時に①及び②の設備から電力の供給を受けて稼働する設備に限る
高機能換気設備	同上
高効率空調機器	災害時に①及び②の設備から電力または熱の供給を受けて稼働する設備に限る
高効率給湯機器	同上
エネルギーマネジメントシステム	同上
省エネ型浄化槽	30人槽以上の機械設備の場合に支援

④上記に附帯する設備	備考
車載型蓄電池	EVは蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 （離島の場合は、2/3×4万円/kWh補助） 車載型蓄電池に附帯する充放電設備・充電設備についても補助対象
自営線	－

※②及び③は①の設備と併せて導入する場合に限る。

※④は①～③の設備と併せて導入する場合に限る。

※FIT（固定価格買取制度）による売電やFIP制度の活用は不可

